

## 福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程

昭和五十五年一月二十六日

福岡県告示第百十一号

(貸付け)

第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第百三十四号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第百九十六号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第四条第一項の表第五号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成二十三年農林水産大臣告示第六百八号）の定めるところによるほか、この告示の定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金を貸し付け、農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた中小企業者であって同条第二項第二号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第五条第一項の認定を受けた促進事業者であって同条第四項第三号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（次条の別表一経営等改善資金の一部の項から七の項までに掲げる資金に限る。）を貸し付ける。

(沿岸漁業改善資金の種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの貸付限度額並びに償還期間等)

第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容並びにその一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの貸付限度額並びに償還期間等は、別表一のとおりとする。

(貸付金の合計額の限度)

第三条 一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、五千万円以内とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額以内とする。

(借受資格)

第四条 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有する者は、沿岸漁業（法第二条第一項各号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）の従事者たる個人、沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従事者の数が二十人以下のものに限る。）、認定中小企業者又は促進事業者であり、貸付けは、これらの者のうち各資金種類ごとに当該資金種類に属する資金内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれる者として福岡県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月福岡県告示第百十二号）に定めるものに対し行うものとする。

2 前項の借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次の各号に掲げる条件を併せ有するもので

なければならない。

- 一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。
  - 二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。
  - 三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。
- 3 知事は、次に掲げるものに対しては、前二項の規定にかかわらず、貸付けを行わないものとする。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第三号において単に「暴力団」という。）又は同条第六号に規定する暴力団員（第二号及び第三号において単に「暴力団員」という。）
  - 二 暴力団員が役員となっている団体
  - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

（担保又は保証人）

第五条 貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。
- 3 貸付けを受けようとする者が沿岸漁業従事者又は中小企業者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 4 貸付けを受けようとする者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付けを受けようとする者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。
- 5 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けた者に対し、保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。
- 6 前項の担保は、資金により導入した機械及び施設を優先するものとする。

（貸付けの申請）

第六条 貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（様式第一号）に事業計画書（様式第二号その一、その二、その三、その四、その五、その六、その七、その八、その九の一、その九の二、その九の三又はその九の四。農商工等連携促進法第十四条の場合には同法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合には同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第十一条の場合には同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画を含む。以下同じ。）を添え、これをその者（申請者が認定中小企業者の場合は、認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。）の住所地をその地区内に含み、かつ、九州信用漁業協同組合連合会の委託を受けて水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）を経由して知事に提出するものとする。

- 2 漁業協同組合の長は、前項の貸付申請書（事業計画書を含む。以下同じ。）の提出があつたときは、当該申請に係る意見書（様式第三号）を付して速やかに当該貸付申請書を第十二条第一項の規定により県が貸付けに係る事務を委託した機関（以下「事務委託機関」という。）に送付するものとする。
- 3 知事は、貸付けを受けようとする者がやむを得ない理由により貸付申請書を漁業協同組合を経由して提出することが困難であると認めるときは、市町村を経由して提出させることができるものとする。
- 4 前項の規定により、市町村を経由して提出させる場合にあつては、当該市町村の長は、申請者の提出に係る貸付申請書を事務委託機関に送付するものとする。
- 5 事務委託機関の長は、第二項及び前項の貸付申請書を取りまとめて知事に送付するものとする。

(貸付けの決定及びその取消し)

第七条 知事は、前条第一項又は第三項により貸付申請書の提出を受けたときは、福岡県沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）に対し、当該貸付申請書についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を求めるものとする。

- 2 運営協議会に関する事項は、知事が別に定める。
- 3 知事は、第一項の意見等を参酌して、当該申請の内容が法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときに貸付けの決定を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、貸付決定通知書（様式第四号）を申請者に交付するとともに、その旨を漁業協同組合、前条第三項の規定により貸付申請書を経由した市町村（以下「申請経由市町村」という。）及び事務委託機関に通知（様式第五号）するものとする。また、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁業協同組合、申請経由市町村及び事務委託機関に通知するものとする。
- 5 知事は、借受者に第四条第一項若しくは第二項に規定する借受資格がないことが半明した場合又は借受者が同条第三項各号のいずれかに該当するに至った場合は、その貸付けの決定を取り消すことができる。
- 6 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、当該借受者、漁業協同組合、申請経由市町村及び事務委託機関に対して、沿岸漁業改善資金貸付取消通知書（様式第五号の二）により通知するものとする。

(借用証書)

第八条 申請者は、前条第四項の貸付決定通知書を受け取ったときは、借用証書（様式第六号）を漁業協同組合及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、第六条第三項の規定により貸付申請書を市町村を経由して提出させた場合にあつては、前項の借用証書を事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

(事業実施報告書等)

第九条 貸付けを受けた者は、貸付金の交付後三月以内（漁業経営開始資金にあつては六月以内）に貸付金の使用を完了するものとする。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合には、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

- 2 貸付けを受けた者は、貸付金の使用完了後二十日以内に事業実施報告書（様式第七号）を事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各個人の確認印を押印するものとする。
- 4 第二項の場合において、貸付けを受けた者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開発資金の貸付けを受けた者であつて、当該貸付けについて、別表二の貸付けの条件の欄の一に該当する貸付けの条件を付されている者であるときには、同表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の提出書類の欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。この場合、検査官の合格を証する成績表の写しをもって証明書の写しに代えることができるものとする。

(支払の猶予の申請)

第十条 法第十条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書（様式第八号）に知事が指定する者の証明を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに漁業協同組合及び事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においても、第六条第三項の規定を準用するものとする。

(支払猶予の決定)

第十一条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書を受け取ったときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは、直ちに支払猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、支払猶予決定通知書（様式第九号）を当該申請者に交付するとともに、その旨を漁業協同組合、申請経由市町村及び事務委託機関に通知（様式第十号）するものとする。また、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者、漁業協同組合、申請経由市町村及び事務委託機関に通知するものとする。

3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

（事務委託機関等）

第十二条 県は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を九州信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の事務委託機関は、漁業協同組合に同項の事務の一部を取り扱わせることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年告示第一五二五号）

この告示は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

別表一（第二条）

	資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	一 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	一 自動操だ装置の設置費用 二 遠隔操縦装置の設置費用 三 サイドスラスターの設置費用 四 レーダーの設置費用 五 自動航跡記録装置の設置費用 六 GPS受信機の設置費用	五百万円（自動操だ装置を設置する場合にあっては一台につき百万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあっては一台につき五十万円、サイドスラスターを設置する場合にあっては一台につき四百万円、レーダーを設置する場合にあっては一台につき百八十万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあっては一台につき百二十万円、GPS受信機を設置する場合にあっては一台につき百三十万円）	七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農工商等連携促進法第十四条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあっては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）
	二 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	一 動力式つり機の設置費用 二 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 三 ネットホーラー等の揚網機の設置費用 四 巻取りウインチの設置費用 五 放電式集魚灯の設置費用 六 漁業用クレーンの設置費用 七 漁獲物等処理装置の設置費用 八 海水冷却装置の設置費用 九 海水殺菌装置の設置費用 十 漁業用ソナーの設置費用 十一 カラー魚群探知機の設置費用 十二 潮流計の設置費用	五百万円（動力式つり機を設置する場合にあっては一件につき五百万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあっては一台につき百二十万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあっては一台につき百二十万円、巻取りウインチを設置する場合にあっては一台につき五百万円、放電式集魚灯を設置する場合にあっては一セットにつき二百万円、漁業用クレーンを設置する場合にあっては一台につき四百万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあっては一台につき五百万円、海水冷却装置を設置する場合にあっては	七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農工商等連携促進法第十四条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあっては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）

			ては一台につき百八十万円、海水殺菌装置を設置する場合にあっては一台につき三百万円、漁業用ソナーを設置する場合にあっては一台につき五百万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては一台につき百五十万円、潮流計を設置する場合にあっては一台につき五百万円)	
三 補機関等駆動機器等設置資金 一及び二に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金	一 補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）の設置費用 二 油圧装置の設置費用	五百万円（補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）を設置する場合にあっては一台につき四百万円、油圧装置を設置する場合にあっては一台につき五百万円)	七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十四条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあっては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。)	
四 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	一 漁船用環境高度対応機関の設置費用 二 定速装置の設置費用	二千五百万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては一台につき二千四百万円、定速装置を設置する場合にあっては一台につき百二十万円)	七年以内（据置期間一年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十四条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあっては九年以内（据置期間一年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。)	
五 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定め	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農	四百万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖	四年以内（据置期間二年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十	

	<p>る基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金</p>	<p>林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>一 養殖施設の設置費用</p> <p>二 種苗の購入費用又は生産費用</p> <p>三 餌料の購入費用</p>	<p>技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあつてはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあつてはその会社）一人（一社）につき四百万円</p>	<p>四条の場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあつては五年以内（据置期間二年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）</p>
	<p>六 資源管理型漁業推進資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>一 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>二 一と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用</p> <p>ア 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>イ 漁獲物の付加価値を向上させるのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包</p>	<p>千二百万円</p>	<p>十年以内（据置期間三年以内を含む。）、農商工等連携促進法第十四条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）</p>

		<p>装機及び冷凍冷蔵庫等を含む。)の設置費用</p>		
<p>七 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>漁場の保全に関する取決めに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>一 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>二 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用</p> <p>三 一又は二に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>	<p>二千万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては千二百万円）</p>	<p>十年以内（据置期間三年以内を含む。）、農工商等連携促進法第十四条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、六次産業化法第十一条の場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）</p>	
<p>八 乗組員安全機器等</p>	<p>一 転落防止用手すり</p>	<p>百五十万円（転落防</p>	<p>五年以内（据置期間一</p>	



<p>設置資金</p> <p>漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>の設置費用</p> <p>二 安全カバー装置の設置費用</p> <p>三 揚網機安全装置の設置費用</p>	<p>止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあつては五十万円、揚網機安全装置を設置する場合にあつては四十万円)</p>	<p>年以内を含む。)</p>
<p>九 救命消防設備購入資金</p> <p>漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金</p>	<p>一 救命胴衣の購入費用</p> <p>二 消火器の購入費用</p> <p>三 イーパブの購入費用</p> <p>四 レーダートランスポンダの購入費用</p> <p>五 小型漁船緊急連絡装置の購入費用</p>	<p>百三十万円(救命胴衣又は消火器を購入する場合にあつては十万円、イーパブを購入する場合にあつては六十万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあつては六十五万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあつては一件につき百三十万円)</p>	<p>貸付けの内容の欄一及び二については二年以内、同欄三から五までについては五年以内</p>
<p>十 漁船転覆防止機器等設置資金</p> <p>漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金</p>	<p>一 漁獲物の横移動防止装置の設置費用</p> <p>二 甲板下の魚そうの設置費用</p>	<p>百五十万円(漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあつては三十万円、甲板上の魚そうを廃し、これに代えて甲板下に魚そうを設置する場合にあつては百万円)</p>	<p>五年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
<p>十一 漁船衝突防止機器等購入等資金</p> <p>レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金</p>	<p>一 レーダー反射器の購入又は設置費用</p> <p>二 無線電話の設置費用</p>	<p>百二十万円(レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき四十万円)</p>	<p>五年以内</p>
<p>十二 漁具損壊防止機器等購入資金</p> <p>漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金</p>	<p>漁具の標識(灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ)の購入費用</p>	<p>漁具の標識(灯火付きブイ又はレーダー反射器付きブイ)を購入する場合において、個人にあつては一人につき七十万円、団体又は会社にあつては一人につき百三十万円</p>	<p>五年以内</p>
<p>十三 のり処理用水改善機器等設置資金</p>	<p>ろ過装置の設置費用</p>	<p>百五十万円</p>	<p>五年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>

	のり処理用水の水質を改善するための機器等の設置に必要な資金			
生活改善資金	一 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	一 し尿浄化装置又は改良便そうの設置に必要な資材の購入費用	し尿浄化装置又は改良便そうを設置するのに必要な資材を購入する場合にあっては三十万円	貸付けの内容の欄一については三年以内、同欄二及び三については二年以内
		二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用	自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するのに必要な資材を購入する場合にあっては十万円	
		三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合にあっては十万円	
二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金	一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 二 炊事施設（炊事場、食堂室等）の改造費用 三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 四 家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	百五十万円（居室（居間、寝室、子供室、老人室等）炊事施設（炊事場、食事場等）衛生施設（浴室、便所、洗面所等）又は家事室等（家事室、更衣室、土間等）の既存の家屋内部の改造を行う場合）	七年以内	
三 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必	一 機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 二 機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	沿岸漁業の従事者の組織する団体の一につき八十万円	三年以内	

	要な資金			
青年漁業者等養成確保資金	一 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に取得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）	国内研修を受ける場合にあつては、一人につき百八十万円（ただし、月額十五万円を限度とし、貸付研修期間は十二月を最大とする。） 国外研修を受ける場合にあつては、一人につき百万円	五年以内（据置期間一年以内を含む。） 五年以内（据置期間一年以内を含む。）
	二 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピューター、各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費用等）	青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体一につき百五十万円	五年以内
	三 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。）	青年漁業者一人又は青年漁業者が組織する団体一につき二千万円（ただし、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては八百万円）	十年以内（据置期間三年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第十条の場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）

別表二（第九条）

貸付けの条件	区分	提出書類
一 機器等が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項の予備検査を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第六十五条の六の準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること	機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合	予備検査合格証明書（船舶安全法第九条第三項）
	準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合	準備検査成績通知書（船舶安全法施行規則第六十五条の六第四項）
二 船舶安全法第五条第一項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること	(一) 定期検査を受け、これに合格した場合	船舶検査証書（船舶安全法第九条第一項）又は船舶検査手帳（船舶安全法施行規則第四十六条）
	(二) 中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合	船舶検査手帳
三 機器等が船舶安全法第六条の四第一項の型式承認を受け、同項の検査に合格したものであること	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第九条第四項）